

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	国民健康保険 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

会津若松市は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

・本市では、行政情報や情報システムに関するセキュリティ対策を実施するにあたり、平成14年度に会津若松市情報セキュリティポリシーを策定し、これに基づいて各種情報管理等を行っている。

評価実施機関名

会津若松市長

公表日

令和1年5月24日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法に基づき、被保険者に対し、疾病、負傷、出産又は死亡に関して必要な給付を行う。また、国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び介護納付金の納付に要する費用を含む。)に充てるため、市町村にあっては世帯主から保険料を徴収する。なお、保険料にかえて地方税法の規定による国民健康保険税を課することができる。</p> <p>国民健康保険法、地方税法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の従い、特定個人情報を用いる以下の事務で取り扱う。</p> <p>①被保険者の資格取得・喪失に関すること ②被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、限度額適用認定証、食事療養・生活療養費減額認定証、限度額適用・食事療養・生活療養費減額認定証、特定疾病受療証の交付・再交付・返還受理に関すること ③保険給付・出産育児一時金・葬祭費の支給に関すること ④他の法令による医療に関する給付調整に関すること ⑤国民健康保険税の賦課に関すること ⑥国民健康保険税の徴収に関すること ⑦被保険者情報および高額該当の引き継ぎ情報を国保情報集約システムと連携する。</p> <p>番号法の別表第二を基に会津若松市は、国民健康保険に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続して各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバへ登録する。</p>
③システムの名称	①国民健康保険システム ②中間サーバー ③団体内統合宛名システム ④国保総合システム及び国保情報集約システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民健康保険資格情報ファイル、国民健康保険給付ファイル、国民健康保険税賦課情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 別表第1の第16項、第30項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日) ・第16条 ・第24条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>

②法令上の根拠

・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)

1. 情報提供の根拠

・別表第2

第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第26項、第42項、第62項、第80項、第87項、第93項

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条

2. 情報照会の根拠

・別表第2 第27項、第42項、第43項

・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令

第20条、第25条

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 国保年金課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号 965-8601 会津若松市東栄町3番46号 健康福祉部 国保年金課 0242-39-1249
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号 965-8601 会津若松市東栄町3番46号 健康福祉部 国保年金課 0242-39-1249

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年04月01日	評価実施機関における担当部署	橋本 博光	山口 恵	事後	人事異動に伴う変更
平成29年05月19日	I 1③システムの名称	国保健康保険システム・中間サーバー・団体内統合宛名システム	①国保健康保険システム ②中間サーバー ③団体内統合宛名システム ④国保総合システム及び国保情報集約システム	事前	国民健康保険県単位化に伴う修正
平成29年05月19日	I 3 法令上の根拠	2. 行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日) ・第16条 ・第24条 第1項～第5項	2. 行政手続における特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令 (平成26年9月10日) ・第16条 ・第24条	事後	根拠法令の整理
平成29年05月19日	I 4② 法令上の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 1. 情報提供の根拠 ・別表第2 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第26項、第42項、第62項、第80項、第87項、第93項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条第1号、第2号イ 第2条第2号、第3号イ、第5号イ、第6号イ、第7号イ、第12号イ 第3条第2号、第3号イ、第5号イ、第6号、第7号イ、第8号イ 第4条第1号、第2号イ 第5条第2号～第6号 第19条第1号イ、第2号イ、第3号イ、第4号イ、第5号イ 第25号第3号イ、第8号イ 第33条第1号 第43条第3号イ、第4号、第5号ロ、第7号 第44条第1号イ、第2号イ、第3号イ、第4号イ、第5号イ 第46条第1項第1号～第8号 2. 情報照会の根拠	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) 1. 情報提供の根拠 ・別表第2 第1項、第2項、第3項、第4項、第5項、第26項、第27項、第42項、第62項、第80項、第87項、第93項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第25条、第33条、第43条、第44条、第46条 2. 情報照会の根拠 ・別表第2 第27項、第42項、第43項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第20条、第25条	事前	根拠法令の整理
平成31年4月1日	IVリスク対策	なし	IVリスク対策の記載事項追加	事後	様式変更
平成31年4月1日	所属長の役職名	課長 山口恵	課長	事後	様式変更